

◎新潟県告示第231号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年3月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) メチル＝2－[1－(4－フルオロプロピル)－1H－インダゾール－3－カルボキサミド]－3，3－ジメチルブタノアート（通称名：4F－MDMB－BINACA）及びその塩類
- (2) N－[1－(2－フェニルエチル)ピペリジン－4－イル]－N－フェニルペンタンアミド（通称名：Valeryl fentanyl）及びその塩類
- (3) (8R)－1－アセチル－N，N－ジエチル－6－メチル－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキサミド（通称名：ALD－52、1－Acetyl－LSD）及びその塩類
- (4) 1－(1，3－ベンゾジオキソール－5－イル)－2－(ブチルアミノ)ペンタン－1－オン（通称名：N－Butylpentylone）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和2年3月9日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。